

○財務省告示第二百二十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年四月十六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百八十七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

四 発行方法

		六				五																						
ロ		イ		ロ		イ		五																				
非者特国		入価行争非		者特国		入価法入		方募																				
価・別債		札格行入		札格・別債		札格競決		の																				
格第参市		発競		格第参市		発競		の																				
競 I 加場		行争額		発競 I 加場		行争		の																				
で	た	条	特	三	い	に	る	年	億	は	づ	る	た	運	八	つ	定	う	額		込	募	各	当	も	各	価	
三	利	第	一	億	て	基	法	度	八	、	き	法	め	営	億	い	に	ち	、	金		み	限	て	の	申	格	
千	付	一	会	千	は	づ	律	予	千	額	行	第	公	必	千	は	づ	財	額		の	の	る	。	ら	み	競	
九	国	項	計	七	、	き	第	算	二	面	し	三	債	要	九	、	き	政	で		応	額	市	。°	そ	の	争	
百	債	の	に	百	面	行	十	分	四	額	た	条	の	な	百	額	、	法	一		募	額	場	。°	の	う	入	
五	に	規	関	九	金	し	六	、	十	で	利	第	発	財	十	面	行	第	兆		額	を	特	。°	の	ち	札	
十	つ	定	す	十	額	た	条	、	十	万	付	一	行	源	十	金	し	第	七		割	内	別	。°	募	募	行	
四	億	に	る	五	で	利	第	、	十	円	兆	国	項	の	五	額	た	条	千		り	参	。°	額	を	、	と	
円	、	づ	基	万	二	付	一	、	十	千	平	に	規	例	保	円	九	付	十		当	加	。°	を	価	と	い	
	額	き	第	円	千	国	項	に	成	九	百	に	定	に	を	、	百	国	項		て	者	。°	順	格	い	う	
	面	発	四	百	九	に	規	関	三	百	に	定	に	を	、	百	国	項	の		る	お	。°	次	の	高	い	
	金	行	十	九	十	つ	定	す	十	二	て	基	す	る	政	十	に	規	円		。°	各	の	割	り	い	。°	
	額	し	六	十	つ	定	す	十	二	て	基	す	る	政	十	に	規	円				申	各	の	割	り	い	。°

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	第二期利息

平成三十年四月十六日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行額百円につき百円

額面金額十二年四月十五日

平成一〇年四月十五日

利息を支払う。六月間に属する

て、その日以前六月間に属する

を、その期とし、各支払期におい

毎年四月十五日及び十月十五日

を、その期とし、各支払期におい

て、その期とし、各支払期におい

す。次号及び第十六号において規定

する期日について同じ。規定

その翌営業日に支払う。以下、

が銀行休業日に当たるときは、

金額を支払う。ただし、支払期

とし、次の算式により算出した

平成三十年十月十五日を支払

と、次の算式により算出した

平成三十年十月十五日を支払

期金の総額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$

る。